

広報かどま 7 (2025) 年 11 月号

代引き配達を利用したインターネット通販のトラブル

(事例) SNS の広告に欲しかったブランドの約 6 万円のスニーカーが半額で販売されていた。代引き配達であれば商品が届かなければ支払う必要もないと思い注文した。後日商品は届いたが、明らかに偽物で本革製のはずが合成皮革の商品だった。外箱には外国の文字が多いので海外から届いているようだが、日本国内にある配送代行センターが送り主になっている。返金してほしい。

(助言) 宅配業者に返金を申し出ても宅配業者は受領した代金を依頼人に渡す役割があり返金は困難です。送り主の配送代行センターに電話してもずっと話中でつながらないことも多く、返金はさらに困難です。代引き配達だからと安心せず、購入前に販売サイトで「事業者の名称、住所、電話番号」の表示や、ネット上の口コミ等をあらかじめ確認するようにしましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249